

笑って得して安泰を願う

しようとする

笑得泰師の

詐欺撃退法二十条

- 一 詐欺の標的と心得るべし。
- 二 儲け話や得する話は、信じるべからず。
- 三 儲け話を信じて、舞い上がるべからず。
- 四 優しく誠実な口調には疑があるべし。
- 五 誘いを信じる者は足をすくわれるべし。
- 六 お金や権利の電話は、切るべし。
- 七 電話による得する話はないと心得るべし。
- 八 非通知や知らない電話番号表示は、詐欺と心得るべし。
- 九 電話で、口座番号を話すべからず。
- 十 「宅配便で現金を送れ」は詐欺と心得るべし。
- 十一 「会員に登録された」と言われても無視して電話を切るべし。
- 十二 「あなただけ」、「名義を貸して」の話は黙って電話を切るべし。
- 十三 名義貸しを犯罪という者の話は無視するべし。
- 十四 買ってほしいものがまだ、たぐひの電話を切るべし。
- 十五 ATMでは、お金の遺付は、ないと心得るべし。
- 十六 電子マネー、買えと言うのは詐欺と心得るべし。
- 十七 銀行や警察の言かけは救いの手と心得るべし。
- 十八 知らない人へのお金の送金は、全て詐欺と心得るべし。
- 十九 他人の注意に耳を傾けるべし。
- 二十 依頼されて金融機関に行くことを踏み止まるべし。